

出雲市農業委員会（第1期）第37回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和2年(2020)7月27日(月) 午後1時30分～午後2時40分

2 場所 出雲市役所 6階 全員協議会室

3 出席委員(24名)

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則
落合 光啓	原 孝治	津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始
小川 義和	久野 晴見	塩野 一男	持田 守夫	小村 伸治
遊木 龍治	河原 基	佐藤 さゆみ	若槻 博美	勝田 茂
高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄	

4 欠席委員(0名)

5 提出議題

(1) 報告事項

報第114号 会長専決処分の報告

報第115号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第116号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第117号 農地法第5条の規定による農地等の許可の取消について

(2) 議案審議

議第260号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第261号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第262号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第263号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第264号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第265号 非農地証明について

議第266号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について

(農地法施行規則第17条第2項)

会長あいさつ

6 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に議席番号6番の落合光啓委員と24番の江角隆雄委員を指名する。

議 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。
 報告事項、報第114号会長専決処分の報告、報第115号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第116号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第117号農地法第5条の規定による農地等の許可の取消について、一括して報告します。

議 長 報第114号会長専決処分について、報告いたします。
 先ず、第36回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件及び農地法第5条2件については、島根県農業会議第52回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。農地法第4条2件及び農地法第5条2件を、常設審議委員会における決定日の7月10日付けで許可決定しております。
 次に、後ほど事務局から報告していただきますが、農地法第5条の規定による農地等の許可1件を、6月30日付けで許可の取消をしております。
 以上、報告といたします。

議 長 続いて、報第115号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

後藤主事 報第115号について、ご説明いたします。
 報告資料の1～3ページをご覧ください。
 農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6か月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。
 今月は、受付番号61～74番の14件の通知がありました。内訳としては、貸人の都合によるものが2件、耕作者変更が5件、中間管理事業への変更が1件、農地転用のための3件、農地法3条申請のための3件です。
 農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6か月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上、報告といたします。

議長 続いて、報第116号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

高橋主事 報第116号について、ご説明いたします。
報告資料の4～9ページをご覧ください。
農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。
この届出の先月受付分は、受付番号56～69番までの14件でした。
権利の取得事由は、14件全てが「相続」によるものでした。
市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。
いずれもあっせん希望はありませんでした。
なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、7月8日付けで通知を出しております。
以上、報告といたします。

議長 続いて、報第117号農地法第5条の規定による農地等の許可の取消について、事務局から報告をお願いします。

松崎主任 報第117号について、ご説明いたします。
報告資料の10ページをご覧ください。
農地法5条の許可の取消願が1件ありました。
受付番号2番は、令和2年3月25日付で許可した案件です。
取消願に係る許可を6月30日付で取り消しております。
場所は、渡橋町の消防本部の北、国道9号の消防本部北という名称の交差点の南西の角にある田2筆です。
借受人は外食産業大手で、当初計画では店舗建築のため転用申請しましたが、出店が中止となったため、転用許可を取り消すものです。
現地は田として現に稲作がなされています。取消し後もそのまま田として管理されます。
以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

議 長 それでは、これより議案の審議を行います。
議第260号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
農業振興課佐藤係長から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第260号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

説明の前に訂正のお詫びがございます。16ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」の田の面積を3,758㎡と記載しておりますが、正しくは3,766㎡ですので訂正をお願いいたします。また、17ページの「所有権移転 総括表」の整理番号1500の3の面積を748㎡と記載しておりますが、正しくは756㎡ですので訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

それでは、7月31日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、61筆、103,616.00㎡、うち新規の設定が26筆、41,550.00㎡、再設定が35筆、62,066.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、6筆、8,792㎡です。中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、55筆、94,824㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、57筆、70,294.00㎡、うち新規の設定が32筆、36,838.00㎡、再設定が25筆、33,456.00㎡です。

この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、30筆、37,644㎡です。中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、27筆、32,650㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。118筆、173,910.00㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。
なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

16ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び17ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業の農地売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、2筆、3,766㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、6月24日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第260号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第260号を承認いたします。

議 長 次に、議第261号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋主事 議第261号について、ご説明いたします。
第37回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権

移転の申請が5件ありました。

個別の事案について、ご説明いたします。3～4ページをご覧ください。

受付番号25番です。譲渡人は、農業経営を縮小するため、付近の農地所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

受付番号26、27番は、譲受人が同じですので、併せてご説明いたします。譲渡人は、26番については県外在住による耕作不便、27番については所有する他の農地との集団性がないことによる耕作不便のため、いずれも付近の農地所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻及び野菜を栽培される計画です。

受付番号28番です。こちらは親子間の贈与になります。所有権移転後は、受人が引き続き水稻及び野菜を栽培される計画です。

受付番号29番です。こちらは、経営面積が少ない農地所有適格法人の構成員が、当該法人に貸し付けることを前提として農地を取得する特例になります。具体的には、「譲受人が農地所有適格法人で常時従事している構成員」かつ「所有権移転後に申請地を当該法人に貸し付ける」ことを条件に、譲受人の経営面積に当該法人への貸付面積を含めることができるものです。これにより、譲受人の経営面積 $1,031\text{m}^2$ +貸付面積 $17,353\text{m}^2$ +申請地面積 $939\text{m}^2=19,323\text{m}^2$ となり、地区の下限面積50アールを満たします。所有権移転後は、利用権設定により引き続き当該法人が隣接地と一体的に水稻を栽培される計画です。

以上、受付番号25～29番については、5～6ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第261号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第261号を承認いたします。

議長 次に、議第262号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定につ

いて、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任

議第262号について、ご説明いたします。

第37回総会議案の1ページをご覧ください。

今月は4件の申請がありました。

議案書は、7ページ、参考資料は、1～8ページです。

なお、8月開催予定の第53回常設審議委員会に諮問する案件は、該当ありません。

なお、事後案件が1件ございます。

受付番号24番の案件は、平成の始め頃から地元住民のためのゲートボール場として利用してきたものです。

申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

以上、受付番号23～26番については、農地法第4条第6項 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長

ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第262号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長

挙手全員と認めます。

よって、議第262号の全案件を許可相当とし、許可決定いたします。

議 長

次に、議第263号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第264号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主事

議第263号について、ご説明いたします。

議案書は8～10ページ、説明資料は1～2ページ、参考資料は9～34ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が11件、賃貸借権の設定が3件、合計14件提出されております。今月の説明案件は1件ございます。

なお、8月開催予定の第53回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは1件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について、説明します。

議案書10ページの受付番号71番について、説明します。説明資料をご覧ください。転用場所は、湖陵町大池で、国道9号の大池交差点から海側へ入り、500mほど行ったところにある田1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『太陽光発電施設』です。転用面積、所要面積は1,214㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用に当たっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画について、事業者は、周辺の同地区内で4カ所の発電施設を運営する法人です。この度、申請地を取得し、パネル300枚等の太陽光発電施設を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1千3百万円で、これに対する資金調達については、全て借入金で賄う計画です。

続いて、議第264号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。

議案書は11ページ、参考資料は35～42ページになります。

今月の申請は、所有権の移転を伴わない自己所有地における計画変更が4件提出されております。

提出案件のうち説明基準に該当するものはありません。

また、今月は事後追認の案件が1件あり、70番の駐車場です。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請14件及び事業計画変更4件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

- 議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第263号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第264号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第263号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。
また、議第264号を決定いたします。
- 議 長 次に、議第265号非農地証明について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。
- 後藤主事 議第265号について、ご説明いたします。
議案書の12ページ及び説明資料の3～4ページをご覧ください。
今月は、1件の申請がありました。
受付番号6番について説明いたします。申請地については議案12ページに掲載しております。また説明資料の3ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料の4ページの現況写真をご確認ください。申請地は池の隣地の湿地帯にある農地であり、40年以上耕作されず現在は杉や竹が繁茂し山林の状態となっています。周りの農地も耕作されず杉や竹が繁茂し、囲まれている状態となっています。また、今回申請地は死亡した所有者の相続財産管理人である司法書士から申請されました。申請に際し、裁判所の審判謄本等で真に権利を有することを確認しています。現地確認は7月9日に塩野農業委員、今岡農地利用最適化推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。
よって、今月付議しました案件は、いずれも非農地証明基準の「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものとして非農地証明の対象となるものと考えます。
説明は以上です。

議 長 担当農業委員から補足をお願いします。

塩野委員 議席番号13番の塩野です。受付番号6番については、事務局から説明がございましたが、すでに山林化しており、やむを得ないと判断しました。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第265号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第265号を承認いたします。

議 長 次に、議第266号農地法第3条第2項第5号による別段面積について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋主事 議第266号について、ご説明いたします。
それでは、議第266号 農地法第3条第2項第5号による別段面積について、ご説明いたします。議案の13～20ページをご覧ください。
出雲市農業委員会では、特定の農地について、別段面積の適用について審議し、一筆ごとに下限面積を設定できるようになっております。
今回は、21件、28筆の農地について、土地所有者から適用希望の申出がありました。申出地につきましては、事前に該当地区の農業委員及び農地利用最適化推進員と事務局職員で現地の状況を確認しております。個別の事案について説明いたします。説明資料の5～46ページをご覧ください。
受付番号1番は、大津町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接する空き家への移住予定者から取得希望が出ております。現地確認については、6月2日に遊木農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、玉ねぎ等の野菜を栽培される計画です。
受付番号2番は、浜町の土地1筆です。土地所有者は、会社勤めによる労力不足のため、近隣の宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、3月18日に神田農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、季節野菜を栽培される計画です。
受付番号3番は、日下町の土地1筆です。土地所有者は、市外在住による

耕作不便のため、隣接の空き家購入者から取得希望が出ております。現地確認については、3月12日に若槻農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、栗、ゆず、柿、梅などの果樹を栽培される計画です。

受付番号4番は、東園町の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣農地の所有者から取得希望が出ております。現地確認については、3月10日に小川農業委員及び農地利用最適化推進委員3名と事務局職員で行いました。取得後は、トマト、ナス、キュウリ、ジャガイモ等の野菜を栽培される計画です。

受付番号5番は、平田町の土地1筆です。土地所有者は、労力不足のため、従来から申出地を耕作している近隣宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月4日に岡農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、引き続き白菜、玉ねぎ、じゃがいも、キャベツなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号6番は、灘分町の土地2筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接宅地の居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月9日に佐藤農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、白菜、玉ねぎ、じゃがいも、キャベツなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号7番は、園町の土地1筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、近隣農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、5月21日に落合農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、大根、ナス、きゅうりなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号8番は、三津町の土地2筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、2月26日に河原農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号9番は、多伎町多岐の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、近隣の空き家購入者から取得希望が出ております。現地確認については、6月4日に持田農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、いちじくを栽培される計画です。

受付番号10番は、多伎町久村の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、従来からの管理者から取得希望が出ております。現地確認については、3月23日に持田農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、みかんなどの柑橘類の栽培され

る計画です。

受付番号11番は、湖陵町大池の土地1筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、隣接の空き家購入予定者から取得希望が出ております。現地確認については、3月30日に秦農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号12番は、斐川町荘原の土地1筆です。前所有者死亡により後継者不在のため、従来からの耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、4月17日に高橋農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、ネギを栽培される計画です。

受付番号13番は、斐川町上庄原の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、隣接宅地購入者から取得希望が出ております。現地確認については、3月30日に高橋農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、果樹とナスなどの季節野菜を栽培される計画です。

受付番号14番は、斐川町上庄原の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、4月17日に高橋農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、野菜を栽培される計画です。

受付番号15番は、斐川町阿宮の土地1筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、6月15日に竹内農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、人参、白菜、大根などの野菜を栽培される計画です。

受付番号16番は、斐川町出西の土地1筆です。土地所有者は、会社勤めによる労力不足のため、近隣農地所者から取得希望が出ております。現地確認については、3月18日に竹内農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、しょうが、白菜、大根などの野菜を栽培される計画です。

受付番号17番は、斐川町富村の土地2筆です。土地所有者は、高齢による労力不足のため、隣接農地の耕作者から取得希望が出ております。現地確認については、3月24日に佐藤農業委員及び農地利用最適化推進委員2名と事務局職員で行いました。取得後は、ニンニク、しょうが、カボチャなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号18番は、斐川町直江の土地2筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、近隣の宅地居住者から取得希望が出ておりま

す。現地確認については、7月1日に江角農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、玉ねぎ、じゃがいも、さつまいもなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号19番は、斐川町直江の土地3筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、近隣宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、7月1日に江角農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、なす、キュウリなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号20番は、斐川町直江の土地2筆です。土地所有者は、市内遠隔地在住による耕作不便のため、従来から申出地を耕作している近隣宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、7月1日に江角農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後はひきつづき、なすなどの野菜を栽培される計画です。

受付番号21番は、斐川町黒目の土地1筆です。土地所有者は、県外在住による耕作不便のため、従来から申出地を耕作している近隣宅地居住者から取得希望が出ております。現地確認については、6月10日に勝部農業委員及び農地利用最適化推進委員1名と事務局職員で行いました。取得後は、ナス、キュウリなどの野菜を栽培される計画です。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号14番の持田です。受付番号5番の面積は84㎡で1アール以下ですがこれも認められるということによろしいでしょうか。

今岡次長 申出農地は1筆だけで1アールを下回りますが、農業委員会で決定することでその面積が下限面積になります。

持田委員 わかりました。

議長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 他に質問がないようですので、それでは、議第219号農地法第3条第2項第5号による別段面積（農地法施行規則第17条第2項）について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第266号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 2 時 4 0 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、今岡次長、松崎主任、吉川主任、高橋主事、後藤主事

農業振興課

農地利用調整係 佐藤係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員